

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年12月5日提出
【計算期間】	第23期(自 2019年3月6日至 2019年9月5日)
【ファンド名】	シユローダー中東 / 北アフリカ・ファンド
【発行者名】	シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柏木 茂介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8番 3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8番 3号
【電話番号】	03-5293-1500
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

中東および北アフリカ（MENA）地域の株式等に投資し、信託財産の長期的な成長を目的として積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年 12 回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対

象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

(1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい

う。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の

記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指標：前記指標にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への運動若しくは逆運動(一定倍の運動若しくは逆運動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

①

中東および北アフリカ(MENA)地域^{*1}の株式等^{*2}を主要投資対象とします。

*ファンドは投資信託証券(以下「投資対象ファンド」という場合があります。)を通じて投資を行います。

*1 「Middle East and North Africa 地域」の略で、産油国であるGCC(湾岸協力会議)6カ国(サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、バーレーン、カタール、オマーン)を中心とした中東・北アフリカ周辺国を指します。

*2 株式等に直接投資を行うことが流動性や資産の効率性の観点から適当ではないと判断した際は、米国などの主要市場に上場されているDR(預託証券)や市場(カントリー)インデックスの動きに連動する有価証券等に投資を行う場合や、当該国(又は銘柄)に投資を行うことと同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等に投資を行う場合があります。また、中東・北アフリカ地域で設立または上場されている、もしくは同地域に本社所在地または主たる営業活動拠点がある企業の株式等に投資を行います。

②

投資にあたっては、中東および北アフリカ地域の株式等に投資する投資信託証券への投資比率を高位に保つことを基本とします。

*投資信託証券(投資対象ファンド)は、委託会社の判断により、変更することがあります。



③

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

*上記①～②については、投資信託証券(投資対象ファンド)の内容を含みます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

- トップダウンによる国別の投資配分とボトムアップによる個別企業への投資判断の2つの観点から、規律あるリスク管理のもと、運用を行います。



*上記は投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シユローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イーストクラス」投資証券に係るシユローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの運用プロセスです。

*上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめて、複数の投資信託証券等に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ただし、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
ファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

- 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)
主として中東および北アフリカ地域の株式等に投資する投資信託証券
「シユローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド* ミドル・イースト クラスJ投資証券」
- 投資比率が低位に保たれる投資信託証券
主として短期金融資産に投資する投資信託証券
「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」

*「シユローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド」を以下「SISF」という場合があります。



*投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

*本書において「直接投資」とは、ファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資をいいます。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

年2回の決算時(原則3月、9月の各5日。休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等により委託会社が決定します。
なお、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2007年 8月31日

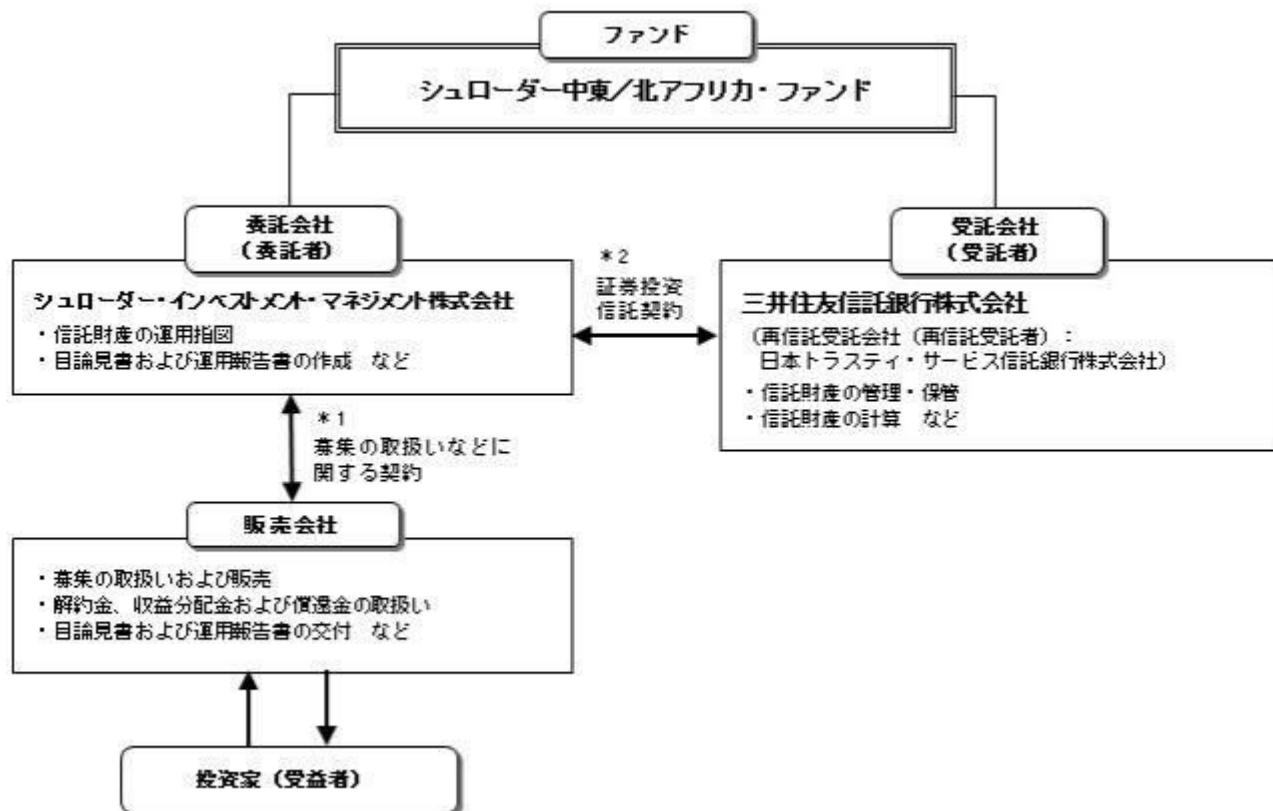
- ・信託契約締結、設定、運用開始

2008年 7月25日

- ・ファンド名、決算日および組入投資信託証券の規定の変更を実施

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



*1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

*2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

< ファンド・オブ・ファンズの仕組み >



投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

委託会社の概況 (2019年9月末現在)

1) 資本金

490百万円

2) 沿革

1985年12月10日	: 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
1991年12月20日	: シュローダー投信株式会社設立
1997年 4月 1日	: シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
2007年 4月 3日	: シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
2012年 6月29日	: シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」ということがあります。）に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英國 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス 1	9,800株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主として、中東および北アフリカ地域の株式等に投資する投資信託証券と、短期金融資産等に投資する投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、中東および北アフリカ地域の株式等に実質的な投資を行います。指定投資信託証券は別に定めるものとします。

指定投資信託証券の投資割合については、委託者が市況動向および資金動向等を勘案して決定するものとし、原則として、中東および北アフリカ地域の株式等に投資する投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券）を高位に保つことを基本とします。また、短期金融資産等に投資する投資信託証券は、ファンドの資金流動性の確保を目的に低位の投資割合を保つことを基本とし、委託者の裁量により、指定投資信託証券の変更を行うことができるものとします。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

別に定める指定投資信託証券は、委託者の判断により、変更することができます。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたときならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少したときには、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。ただし、本邦通貨表示のものに限ります。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、別に定める指定投資信託証券^{*}（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。））ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。（本邦通貨表示のものに限ります。））に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券信託の受益証券に限ります。）
- 5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3) の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

* 「指定投資信託証券」とは、次のものを総称していいます。

高位に保たれる投資信託証券

ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イースト クラスJ投資証券」

その他の投資信託証券（低位に保たれる）

国内籍投資信託

「F O F s用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」

その他、短期金融資産等に投資する投資信託証券であって、ファンドの資金流動性の確保を目的として委託者が決定するもの

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

公社債の借入れの指図、有価証券売却等の指図、資金の借入、担保権の設定を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

2019年9月末現在における投資対象ファンドの概要です。

投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

今後、記載内容が変更となることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イースト クラスJ投資証券
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／円建て
主な投資対象	中東諸国の企業（地中海沿岸のエマージング市場および北アフリカの企業を含む）の株式および株式関連証券

運用の基本方針および主な投資制限	<p>中東諸国の企業（地中海沿岸のエマージング市場および北アフリカの企業を含む）の株式および株式関連証券への投資を通じて、運用資産の成長を実現することを目指します。</p> <p>ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参考することなく運用されます。</p> <p>欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地中海沿岸のエマージング市場および北アフリカ市場を含む中東諸国の企業の株式および株式関連証券への投資割合は純資産の2/3以上とします。 通常、30～70銘柄に投資します。 ファンドは、重大なESG（環境・社会・ガバナンス）の要素を参考して運用されます。従って企業価値に影響を与えるような気候変動、環境パフォーマンス（企業がどれだけ環境負荷を削減したかの指標）、労働水準、取締役会構成などの問題が企業のアセスメントにおいて考慮されます。 収益の追求、運用資産の価格下落リスクの抑制および資産の効率的な運用のため、デリバティブ取引を活用することができます。 短期金融商品に投資し、現金を保有することができます。 	
投資運用報酬	ありません。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.21%程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12月31日	
設定日	2007年9月3日	
ファンドの関係法人	管理会社	シユローダー・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ
	投資運用会社	シユローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド
	保管会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われることがあります。

上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

ファンド名	FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	
形態	国内籍投資信託	
主な投資対象	わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます）	
運用の基本方針	主として、「短期金融資産 マザーファンド」への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。	
信託期間	2010年6月14日から無期限	
信託報酬	<p>ファンドの純資産総額に対して年率0.143%（税抜0.13%） * 消費税等の率につき2019年10月1日に適用された変更後税率にて表示しています。</p>	
決算日	9月25日	
ファンドの関係法人	委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
	受託銀行	三井住友信託銀行株式会社

（3）【運用体制】

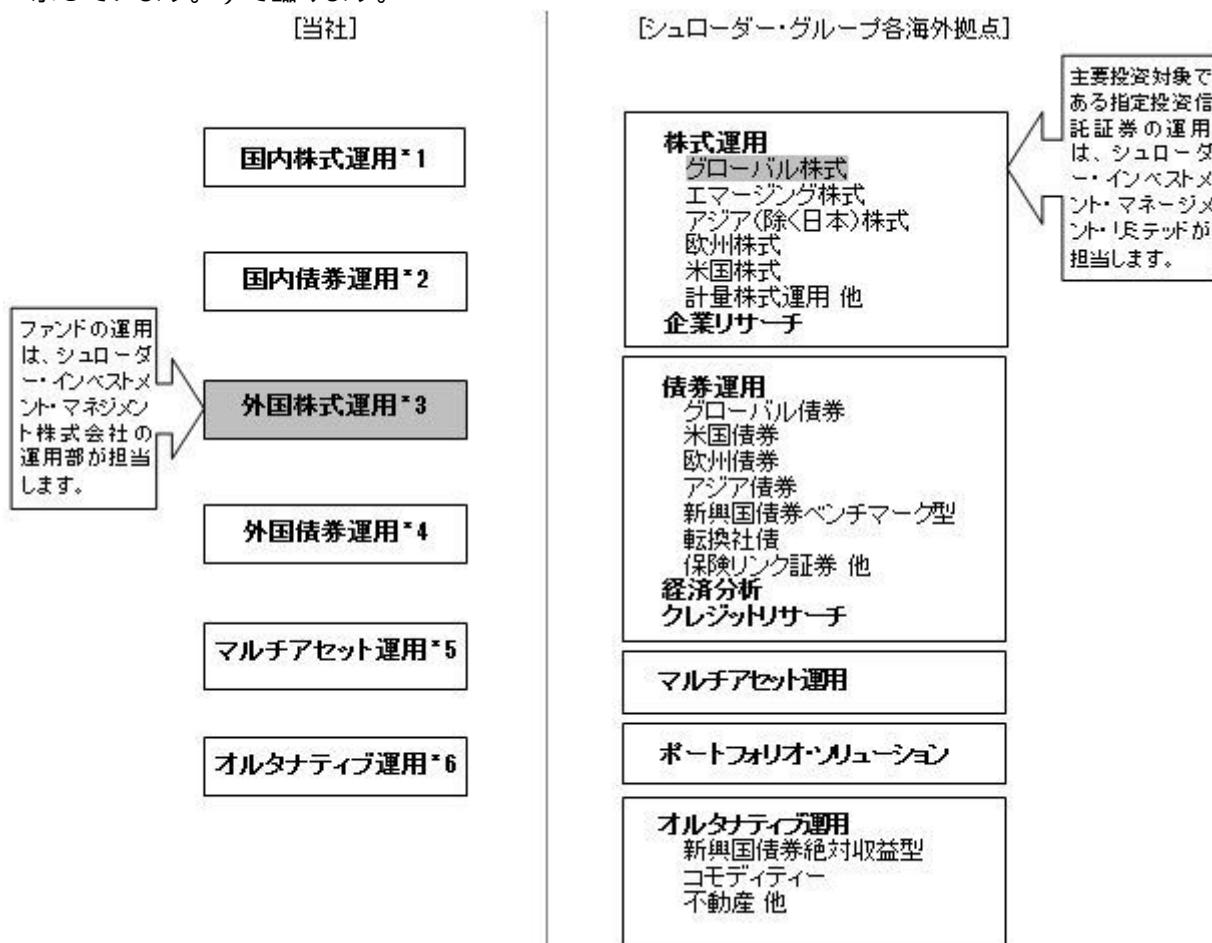
運用体制

シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（外国株式運用担当）が、ファンドの運用を

行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。

[当社]



*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図

*3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日

次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は運用プロセスから独立した部門によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、運用部や口座担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めていきます。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

上記体制は2019年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎年3月5日および9月5日、ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託者が1)の範囲で、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 3) デリバティブの直接利用は行いません。
- 4) 株式への直接投資は行いません。
- 5) 公社債の借入れの指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができま
す。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の
指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産
総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた
公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

二) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

6) 資金の借入

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金
の手当て（一部解約の支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的とし
て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール
市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができるものとします。

ロ) 委託者はイ) の規定により借入れた借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとしま
す。

- ハ) 委託者はイ) に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。
- 二) イ) に定める資金借入額は、次にあげる範囲内の額とします。
1. 信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。
 2. かつ、信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内。
 3. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのために借入れた場合については、収益分配金のうち再投資にかかる額の範囲。
- ホ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。
- ヘ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ト) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 7) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以下となるよう調整を行うこととします。
- 法令による投資制限**
- 1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。
 - 2) デリバティブ取引等の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
ファンドは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、ファンドが実質的に組み入れる投資信託証券（投資対象ファンド）においてデリバティブ取引等を行なう場合、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。
 - 3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうこととした運用を行いません。

3 【投資リスク】

- (1) ファンドのリスク
- ・ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
 - ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるときの金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクの存在する場合があることにご注意ください。

組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

1) 為替変動リスク

実質的な組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

2) カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。なお、中東・北アフリカ（MENA）地域への投資には以下のようなリスクがあります。

イ) 経済状況の変化に伴うリスク

中東・北アフリカ（MENA）地域においては、経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に、大きくなる傾向があると考えられます。国全体の経済状況の変化は、当該国内の個々の企業業績にも多大な影響を与えるため、ファンドが主として投資を行う中東・北アフリカ（MENA）地域の株式は、先進国市場の株式と比較して、その価格変動が大きくなる傾向があると想定されます。

ロ) 流動性に関するリスク

中東・北アフリカ（MENA）地域の証券市場は、先進諸国と比較して、一般に、その市場規模や取引量が小さく、流動性等の問題により、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、株価の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治的・経済的な急変時等においては、流動性が極端に減少し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。

ハ) 政治的・社会的な変化に伴うリスク

中東・北アフリカ（MENA）地域においては、政治不安、社会不安、他国との外交関係の悪化等によっても、証券市場の価格変動が大きくなる場合があることが想定されます。また、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。

二) 制度、インフラストラクチャーに係るリスク

中東・北アフリカ（MENA）地域においては、先進国と比較して、証券の決済・保管等に係る制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行う当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

ホ) 企業会計や情報開示等に係るリスク

中東・北アフリカ（MENA）地域においては、一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

< その他の留意事項 >

投資銘柄集中リスク

ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、株式市場全体の動きと異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込む場合があります。

換金に関する制限

1) 信託期間中のルクセンブルク証券取引所またはルクセンブルクの銀行の休業日には、換金の申込

みを受付けません。

- 2) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは行えません。

ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

換金代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの換金代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

短期金融商品の信用リスク

ファンドおよび指定投資信託証券の資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

繰上償還に関する留意事項

主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還させることができます。

収益分配金に関する留意事項

- 1) ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行いますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わないことがあります。
- 2) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 3) 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 4) 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

信託の途中終了

受益者からの換金の申し出により、ファンドの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の大幅な変動などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

買付・換金の中止

* 金融商品取引所等^{*}における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデーターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の買付、換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいはすでに受けた当該申込みの受付けを取り消すことがあります。

* 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

運用の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う各国市場の混乱やファンドに大量の換金が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

店頭デリバティブ取引に適用される制限に関する留意点

店頭デリバティブ取引等の国際的な規制強化を受けて、一定のデリバティブ取引について、取引所等において取引し清算機関を通じて決済することが、また一定の店頭デリバティブ取引について清算機関における清算と証拠金の提供が求められることとなります。さらに一定の清算機関を通さない非清算店頭デリバティブ取引については、取引当事者間での証拠金の授受が求められることとなります。ファンドが店頭デリバティブ取引等を活用する場合、当該規制による店頭デリバティブ・ディーラーのコスト増を受けた運用管理費用の増大や、証拠金拠出に備えた現金等の保有比率の高まりによる投

資対象資産の組入比率の低下等により、ファンドの投資目的達成に悪影響を及ぼす可能性があります。また、清算プローカーや清算機関が支払不能又は債務不履行に陥った場合、ファンドが拠出した証拠金が回収できなくなり、清算金の返金が遅れる可能性があります。この他、規制対象とならない店頭デリバティブ取引を行う場合、規制対象のデリバティブ取引に比べ、信用リスクや決済リスクその他のリスクが複雑なものとなる可能性があります。

現金等の組入に関する留意事項

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

（2）リスク管理体制

ファンドの運用リスク管理

<シュローダー・グループ全体の運用リスク管理>

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモーデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュローダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュローダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）^{*} 準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。

*グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

上記体制は2019年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年10月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指標

日本株 ... 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株 ... MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 ... MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本債 ... NOMURA-BPI債

先進国債 ... FTSE世界国债インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ... JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に開示して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・默示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指標やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依頼されるべきものではありません。

NOMURA-BPI債

NOMURA-BPI債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI債は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界債券インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界債券インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の債券の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界債券インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て債券を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30% (税抜3.00%) を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率2.20%（税抜2.00%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

ファンドの純資産総額		500億円未満の部分	500億円以上の部分	役務の内容
配分 (年率/ 税抜)	委託会社	1.16%	1.11%	ファンドの運用、受託会社への指図 基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、 および受益者への情報提供資料の作成等
	販売会社	0.80%	0.85%	運用報告書等各種書類の交付、 口座内でのファンドの管理、および受益者への 情報提供等
	受託会社	0.04%	0.04%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
投資対象ファンド (投資運用会社)		ありません。		—
実質的な 運用管理費用 (信託報酬)		年率2.20% (税抜2.00%)		—

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

ファンドが組入れる投資対象ファンド（投資運用会社）の信託報酬はありませんので、投資者が実質的に負担する信託報酬は年率2.20%（税抜2.00%）となります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

組入有価証券の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等相当額

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額

その他の諸費用およびこれらに係る消費税等相当額。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1) 監査費用

- 2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
- 3) 目論見書の作成・印刷・交付費用
- 4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
- 5) 信託約款の作成・印刷・届出費用
- 6) 運用報告書の作成・印刷・交付費用
- 7) 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
- 8) 投信振替制度に係る費用および手数料等
- 9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 10) 格付の取得に要する費用

委託会社は、上記 の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.055%（税抜0.05%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.055%（税抜0.05%）を上限としてこれを変更することができます。

上記 の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されことで、ファンドの基準価額に反映されます。係る諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

ファンドが組入れる投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.21%程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。

上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

(4) その他の手数料等のうち、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記(3) および(4) の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用

になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

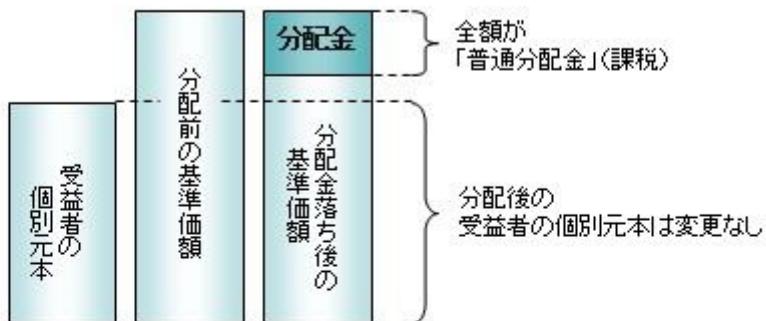
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

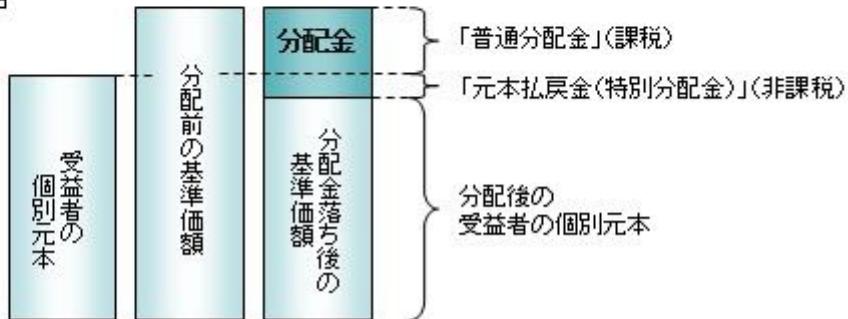
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ) 、 ハ) の場合



米国外口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」と

いいます。)が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁(以下「内国歳入庁」といいます。)に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を求めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI(以下「NPFFI」といいます。)に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2019年 9月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,918	0.00
投資証券	ルクセンブルク	458,689,961	98.35
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		7,678,037	1.65
合計(純資産総額)		466,377,916	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund Middle East Class J	317,087.85	1,437.58	455,842,163	1,446.57	458,689,961	98.35
日本	投資信託受益証券	F O F s用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	10,023	0.9897	9,919	0.9896	9,918	0.00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
----	---------

投資信託受益証券	0.00
投資証券	98.35
合 計	98.35

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第4計算期間末 (2010年 3月 5日)	1,715	1,715	0.5709	0.5709
第5計算期間末 (2010年 9月 6日)	1,679	1,679	0.6032	0.6032
第6計算期間末 (2011年 3月 7日)	1,332	1,332	0.5554	0.5554
第7計算期間末 (2011年 9月 5日)	1,105	1,105	0.5050	0.5050
第8計算期間末 (2012年 3月 5日)	1,165	1,165	0.5850	0.5850
第9計算期間末 (2012年 9月 5日)	1,172	1,172	0.6025	0.6025
第10計算期間末 (2013年 3月 5日)	1,359	1,359	0.8031	0.8031
第11計算期間末 (2013年 9月 5日)	1,229	1,229	0.8568	0.8568
第12計算期間末 (2014年 3月 5日)	1,285	1,285	1.0064	1.0064
第13計算期間末 (2014年 9月 5日)	1,304	1,304	1.3057	1.3057
第14計算期間末 (2015年 3月 5日)	1,014	1,014	1.2524	1.2524
第15計算期間末 (2015年 9月 7日)	740	740	1.0595	1.0595
第16計算期間末 (2016年 3月 7日)	646	646	0.9745	0.9745
第17計算期間末 (2016年 9月 5日)	606	606	0.9318	0.9318
第18計算期間末 (2017年 3月 6日)	813	813	1.0760	1.0760
第19計算期間末 (2017年 9月 5日)	672	672	1.1412	1.1412
第20計算期間末 (2018年 3月 5日)	599	599	1.0773	1.0773
第21計算期間末 (2018年 9月 5日)	548	548	1.0426	1.0426
第22計算期間末 (2019年 3月 5日)	535	535	1.1147	1.1147
第23計算期間末 (2019年 9月 5日)	465	465	1.0896	1.0896
2018年 9月末日	558		1.0630	
10月末日	525		1.0304	
11月末日	534		1.0618	
12月末日	492		1.0120	

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>と<分配金受取りコース（一般コース）>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<分配金受取りコース（一般コース）>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・国内の休業日

・ルクセンブルク証券取引所の休業日

・ルクセンブルクの銀行の休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

（10）米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対しもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対しもしくは非米国人のために、直接・間接的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」といいます。）に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国

人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人ではない信託）、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。）を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933年証券法に基づきルール501(a)に定義される。）により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。）。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v)(a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

2 【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・国内の休業日
- ・ルクセンブルク証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（2007年8月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

毎年3月6日から9月5日までおよび9月6日から翌年の3月5日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の

ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（2019年3月6日から2019年9月5日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【シュローダー中東／北アフリカ・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

	(単位：円)	
	第22期 (2019年 3月 5日現在)	第23期 (2019年 9月 5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,958,159	15,282,484
投資信託受益証券	9,931	9,919
投資証券	526,601,766	455,842,163
流動資産合計	<u>543,569,856</u>	<u>471,134,566</u>
資産合計	<u>543,569,856</u>	<u>471,134,566</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,085,685	1,947
未払受託者報酬	112,717	109,202
未払委託者報酬	5,523,054	5,351,011
未払利息	36	43
その他未払費用	140,895	136,384
流動負債合計	<u>7,862,387</u>	<u>5,598,587</u>
負債合計	<u>7,862,387</u>	<u>5,598,587</u>
純資産の部		
元本等		
元本	480,581,924	427,241,142
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（）	55,125,545	38,294,837
（分配準備積立金）	<u>101,431,778</u>	<u>89,229,934</u>
元本等合計	<u>535,707,469</u>	<u>465,535,979</u>
純資産合計	<u>535,707,469</u>	<u>465,535,979</u>
負債純資産合計	<u>543,569,856</u>	<u>471,134,566</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第22期 (自 2018年 9月 6日 至 2019年 3月 5日)	第23期 (自 2019年 3月 6日 至 2019年 9月 5日)
営業収益		
有価証券売買等損益	40,882,478	4,981,177
その他収益	2,503	-
営業収益合計	40,884,981	4,981,177
営業費用		
支払利息	3,591	4,584
受託者報酬	112,717	109,202
委託者報酬	5,523,054	5,351,011
その他費用	142,711	137,633
営業費用合計	5,782,073	5,602,430
営業利益又は営業損失()	35,102,908	10,583,607
経常利益又は経常損失()	35,102,908	10,583,607
当期純利益又は当期純損失()	35,102,908	10,583,607
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	463,081	37,373
期首剩余金又は期首次損金()	22,438,214	55,125,545
剩余金増加額又は欠損金減少額	19,851	473,121
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	19,851	473,121
剩余金減少額又は欠損金増加額	1,972,347	6,682,849
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	1,972,347	6,682,849
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	55,125,545	38,294,837

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

	第22期 [2019年 3月 5日現在]	第23期 [2019年 9月 5日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	526,442,170円	480,581,924円
期中追加設定元本額	411,969円	5,016,793円
期中解約元本額	46,272,215円	58,357,575円
2. 受益権の総数	480,581,924口	427,241,142口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第22期 自 2018年 9月 6日 至 2019年 3月 5日	第23期 自 2019年 3月 6日 至 2019年 9月 5日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(43,852,346円)及び分配準備積立金(101,431,778円)より、分配対象収益は145,284,124円(1万口当たり3,023.08円)でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(39,928,599円)及び分配準備積立金(89,229,934円)より、分配対象収益は129,158,533円(1万口当たり3,023.06円)でありますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第22期 自 2018年 9月 6日 至 2019年 3月 5日	第23期 自 2019年 3月 6日 至 2019年 9月 5日
--	--	--

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について隨時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第22期 [2019年 3月 5日現在]	第23期 [2019年 9月 5日現在]
1.計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

第22期 (2019年 3月 5日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	10円
投資証券	39,466,095円
合計	39,466,085円

第23期 (2019年 9月 5日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	12円
投資証券	5,038,685円
合計	5,038,697円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

	第22期 [2019年 3月 5日現在]	第23期 [2019年 9月 5日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1147円 (11,147円)	1,0896円 (10,896円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	F O F s 用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)	10,023	9,919	
投資信託受益証券合計		10,023	9,919	
投資証券	Schroder International Selection Fund Middle East Class J	317,087.85	455,842,163	
投資証券合計		317,087.85	455,842,163	
合計			455,852,082	

注) 投資信託受益証券、投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イースト クラスJ投資証券」および「F O F s用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ミドル・イースト クラスJ投資証券」であります。また、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて「F O F s用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」であります。投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

投資対象ファンドの状況

投資対象ファンドはルクセンブルグ籍円建て外国投資法人「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ミドル・イースト」と国内籍追加型投資信託「F O F s用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」であります。

ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ミドル・イースト」は、計算期間（2018年1月1日から2018年12月31日まで）が終了し、ルクセンブルグにおいて現地の法律に基づき財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書（中間決算）の原文の一部を委託会社が翻訳したものであり、中間計算期間末のため独立の監査人により財務書類の監査は受けておりません。

国内籍追加型投資信託「F O F s用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」は、第8期計算期間（2017年9月26日から2018年9月25日まで）が終了し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて財務諸表が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ミドル・イースト 2019年6月期半期報告書**2019年6月30日現在の連結貸借対照表**

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
ミドル・イースト
(米ドル)

資産

投資有価証券取得価額	67,081,383
未実現評価益/(損)	4,927,882
投資有価証券評価額	72,009,265
現金預金およびブローカーへの預託金	14,314
未収追加金	22,812
有価証券未収金	614,791
未収配当金	68,676
外国為替先渡契約未実現評価益	2

資産計	72,729,860
------------	-------------------

負債

当座借越		206,647
未払解約金		92,444
未払利息		167
未払運用報酬		76,306
外国為替先渡契約未実現評価損		1,141
その他負債		82,722
負債計		459,427
純資産総額		72,270,433

2019年6月30日現在の投資有価証券明細表シユローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
ミドル・イースト

投資	通貨	株数/額面金額	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
公的取引所への上場承認を受けた譲渡可能証券および短期金融市場証券				
株式				
航空運送および物流				
Agility Public Warehousing Co. KSC	KWD	467,444	1,181,761	1.63
			1,181,761	1.63
航空				
Pegasus Hava Tasimacılıgi A/S	TRY	85,039	652,502	0.90
			652,502	0.90
自動車				
Ghabbour Auto	EGP	1,545,296	392,456	0.54
			392,456	0.54
銀行				
Abu Dhabi Commercial Bank PJSC	AED	1,399,466	3,162,447	4.38
Ahli United Bank BSC	KWD	1,597,324	1,380,158	1.91
Attijariwafa Bank	MAD	5,483	266,374	0.37
Bank Muscat SAOG	OMR	651,739	691,178	0.96
BLOM Bank SAL, Reg. S, GDR	USD	91,738	660,513	0.91
Commercial International Bank Egypt				
SAE, Reg. S, GDR	USD	68,213	289,564	0.40
Credit Agricole Egypt SAE	EGP	420,266	1,183,139	1.64
First Abu Dhabi Bank PJSC	AED	482,594	1,954,313	2.70
Gulf Bank KSCP	KWD	483,916	484,921	0.67
Kuwait Finance House KSCP	KWD	928,921	2,165,364	3.00
National Bank of Kuwait SAKP	KWD	2,014,760	6,469,910	8.95
Qatar National Bank QPSC	QAR	394,580	2,065,216	2.86
			20,773,097	28.75
資本市場				
Egyptian Financial Group-Hermes Holding Co.	EGP	294,379	301,520	0.42
			301,520	0.42
化学				
Egypt Kuwait Holding Co. SAE	USD	144,386	193,477	0.27
			193,477	0.27

TAV Havalimanlari Holding A/S	TRY	482,201	2,255,393	3.12
			4,880,772	6.75
無線電気通信サービス				
Global Telecom Holding SAE	EGP	4,814,467	1,384,213	1.92
Mobile Telecommunications Co. KSC	KWD	1,236,240	2,160,345	2.99
			3,544,558	4.91
株式合計			59,706,425	82.61

パーティシペーションノート**銀行**

Banque Saudi Fransi 24/03/2020	USD	149,187	1,682,829	2.33
National Commercial Bank 09/11/2020	USD	72,871	1,074,607	1.49
Saudi Basic Industries Corp. 19/01/2021	USD	12,034	366,475	0.51
Saudi Industrial Investment Group 12/12/2019	USD	120,262	790,206	1.09
			3,914,117	5.42
パーティシペーションノート合計			3,914,117	5.42

ワント**資本市場**

Al Rajhi Bank, 144A 07/08/2020	USD	152,529	2,830,633	3.92
Jarir Marketing Co. 20/01/2022	USD	16,674	734,323	1.02
Leejam Sports Co. JSC 06/04/2020	USD	22,745	452,853	0.63
Samba Financial Group 16/12/2021	USD	245,690	2,311,943	3.20
Saudi Basic Industries Corp., 144A 06/08/2020	USD	4,328	131,788	0.18
Saudi Co. For Hardware 20/01/2022	USD	33,822	611,164	0.84
Saudi Ind Investment Group 16/12/2021	USD	70,255	461,575	0.64
Saudi Telecom Co., 144A 06/08/2020	USD	12,444	345,740	0.48
United International Transportation Co. 09/12/2021	USD	57,939	508,704	0.70
			8,388,723	11.61
ワント合計			8,388,723	11.61

公的取引所への上場承認を受けた譲渡可能

証券および短期金融市場証券の合計	72,009,265	99.64
投資総額	72,009,265	99.64
現金	(192,333)	(0.27)
その他資産/(負債)	453,501	0.63
純資産総額	72,270,433	100.00

2019年6月30日現在の財務諸表注記**外国為替先渡契約明細表**

未決済の外国為替先渡契約は、契約満期日に適用する先物為替相場を参照し、2019年6月28日に入手可能な直近価格で評価される。未実現評価益/(損)は連結貸借対照表の「未実現評価益/(損) 外国為替先渡契約」に記載されている。2019年6月30日時点で、当サブファンドは以下の未決済の外国為替先渡契約を保有していた。

買い通貨	買建額	売り通貨	売建額	満期日	カウンター・パーティ	未実現評価益/ (損)	純資産構成比 (%)
USD	4,297	EGP	71,706	2019年7月2日	J.P. Morgan	2	-

外国為替先渡契約未実現評価益 - 資産	2	-
外国為替先渡契約未実現評価益 - 資産合計	2	-
USD 219,787 QAR 804,399 2019年7月1日 J.P. Morgan	(1,141)	-
外国為替先渡契約未実現評価損 - 負債	(1,141)	-
外国為替先渡契約未実現評価損 - 負債合計	(1,141)	-
外国為替先渡契約未実現評価損 - 負債の純変動	(1,139)	-

F O F s 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

(1) 貸借対照表

項目	期別 第7期 (2017年 9月25日現在)	期別 第8期 (2018年 9月25日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,283	9,285
親投資信託受益証券	6,076,285	9,210,735
未収入金	23	36
流動資産合計	6,083,591	9,220,056
資産合計	6,083,591	9,220,056
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	702	757
未払委託者報酬	3,534	3,958
その他未払費用	104	147
流動負債合計	4,340	4,862
負債合計	4,340	4,862
純資産の部		
元本等		
元本	6,115,034	9,289,891
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	35,783	74,697
(分配準備積立金)	95,831	95,831
元本等合計	6,079,251	9,215,194
純資産合計	6,079,251	9,215,194
負債純資産合計	6,083,591	9,220,056

(2) 損益及び剰余金計算書

項目	期別 第7期 自 2016年 9月27日 至 2017年 9月25日	期別 第8期 自 2017年 9月26日 至 2018年 9月25日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	3,884	4,989
営業収益合計	3,884	4,989
営業費用		
受託者報酬	1,237	1,450
委託者報酬	6,443	7,472
その他費用	104	147
営業費用合計	7,784	9,069

営業利益又は営業損失()	11,668	14,058
経常利益又は経常損失()	11,668	14,058
当期純利益又は当期純損失()	11,668	14,058
期首余金又は期首次損金()	15,477	35,783
剩余金減少額又は欠損金増加額	8,638	24,856
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	8,638	24,856
分配金	-	-
期末余金又は期末欠損金()	35,783	74,697

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第7期 (2017年 9月25日現在)	第8期 (2018年 9月25日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	6,115,034口	9,289,891口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 35,783円	元本の欠損 74,697円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.9941円 (1万口当たり純資産額)(9,941円)	1口当たり純資産額 0.9920円 (1万口当たり純資産額)(9,920円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第7期 自 2016年 9月27日 至 2017年 9月25日	第8期 自 2017年 9月26日 至 2018年 9月25日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
項目	項目
費用控除後の配当等収益額 A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B	- 円
収益調整金額 C	199,661円
分配準備積立金額 D	95,831円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	295,492円
項目	項目
費用控除後の配当等収益額 A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B	- 円
収益調整金額 C	353,010円
分配準備積立金額 D	95,831円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	448,841円

当ファンドの期末残存口数	F	6,115,034口	当ファンドの期末残存口数	F	9,289,891口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	483円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	483円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第8期 自 2017年 9月26日 至 2018年 9月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第8期 (2018年 9月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることがあります。
----------------------------	---

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第7期 自 2016年 9月27日 至 2017年 9月25日	第8期 自 2017年 9月26日 至 2018年 9月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,106,396円	6,115,034円
期中追加設定元本額	2,008,638円	3,174,857円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期 (2017年 9月25日現在)	第8期 (2018年 9月25日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,995	3,636
合計	2,995	3,636

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	短期金融資産 マザーファンド	9,085,358	9,210,735	
	合計	9,085,358	9,210,735	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 9月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	467,409,817円
負債総額	1,031,901円
純資産総額(-)	466,377,916円
発行済口数	426,052,156口
1口当たり純資産額(/)	1.0946円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4)受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2019年9月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

過去5年間における主な資本金の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構(2019年9月末現在)

経営体制

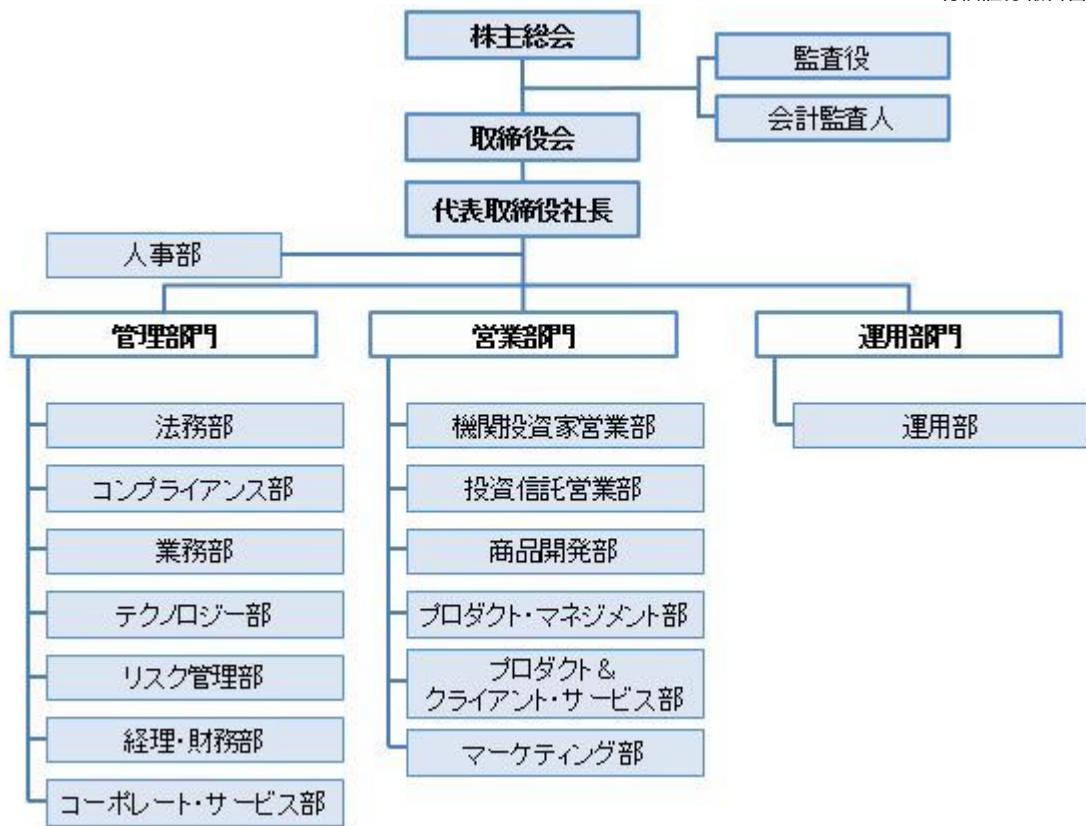
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	プロダクトマネジャーは月次で Schroder Investment Risk Exception Notification[SIREN]システムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認、サインオフを行います。SIRENシステムは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

2019年9月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	52	690,900,952,708

3 【委託会社等の経理状況】

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）に

営業収益計	11,778,442	11,710,839
営業費用		
支払手数料	910,569	931,610
広告宣伝費	94,310	102,158
公告費	780	1,080
調査費		
調査費	179,751	207,669
委託調査費	2,081,724	2,275,623
図書費	1,499	1,503
事務委託費	323,578	320,220
営業雑経費		
通信費	26,892	26,775
印刷費	11,129	8,978
協会費	10,474	13,080
諸会費	3,638	2,663
営業費用計	*1	3,644,349
一般管理費		
給料		
役員報酬	443,075	298,836
給料・手当	1,513,479	1,554,122
賞与	1,360,736	902,601
交際費	8,863	10,855
旅費交通費	54,711	65,692
租税公課	70,549	72,533
不動産賃借料	241,471	245,615
退職給付費用	125,013	136,621
役員退職慰労引当金繰入	13,978	10,493
法定福利費	201,661	201,222
固定資産減価償却費	52,975	43,099
諸経費	1,521,184	1,648,546
一般管理費計	*1	5,607,700
営業利益(営業損失)		5,190,241
営業外収益		
受取利息	744	933
受取配当金	13	15
有価証券売却益	171	-
為替差益	-	23,763
時効償還金	-	9,900
雑益	2,172	12,876
営業外収益計		3,102
47,489		
営業外費用		
有価証券売却損	-	57
為替差損	21,905	-
事務処理損失	96	-
雑損失	192	231
営業外費用計		22,193
288		
経常利益(経常損失)		2,507,302
2,676,434		
特別損失		
割増退職金等	*1	36,780
固定資産除却損	0	84
特別損失計		0
		36,864

2 . 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。
3 . 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第27期 2017年12月31日現在	第28期 2018年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 153,534千円 器具備品 164,688千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 162,740千円 器具備品 184,784千円
*2 関係会社項目 その他未払金 272,607千円 長期未払金 273,833千円	*2 関係会社項目 その他未払金 182,425千円 長期未払金 182,671千円

(損益計算書関係)

第27期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第28期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
*1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業費用 1,553,322千円 一般管理費 303,613千円	*1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業費用 1,916,439千円 一般管理費 330,481千円

(株主資本等変動計算書関係)

第27期（自2017年1月1日至2017年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第27期事業年度 期首株式数	第27期事業年度 増加株式数	第27期事業年度 減少株式数	第27期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項**(1) 配当金支払額**

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年 3月29日 株主総会	普通株式	1,960,000	200,000	2016年 12月31日	2017年 3月31日
2017年 9月19日 取締役会	普通株式	490,000	50,000	2017年 6月30日	2017年 9月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第28期(自2018年1月1日至2018年12月31日)**1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項**

	第28期事業年度 期首株式数	第28期事業年度 増加株式数	第28期事業年度 減少株式数	第28期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項**(1) 配当金支払額**

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 3月28日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2017年 12月31日	2018年 3月29日
2018年 9月20日 取締役会	普通株式	980,000	100,000	2018年 6月30日	2018年 9月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第27期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第28期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 5,005千円	1年内 5,005千円
1年超 6,256千円	1年超 1,251千円
合計 11,261千円	合計 6,256千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第27期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第28期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けてあります。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。 貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 貸付金は海外の関連会社に対するものであり、概ね3ヵ月程度と短期であり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左
	市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第27期（2017年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	2,193,310	2,193,310	-
(2) 貸付金	1,500,000	1,500,000	-
(3) 未収入金	347,462	347,462	-
(4) 未収委託者報酬	778,980	778,980	-
(5) 未収運用受託報酬	1,658,805	1,658,805	-
資産計	6,478,557	6,478,557	-
(1) 未払手数料	217,434	217,434	-
(2) その他未払金	2,127,560	2,127,560	-
(3) 長期末払金	786,157	788,042	1,884
負債計	3,131,153	3,133,038	1,884

第28期（2018年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,662,090	1,662,090	-
(2) 貸付金	1,500,000	1,500,000	-
(3) 未収入金	236,713	236,713	-
(4) 未収委託者報酬	705,207	705,207	-
(5) 未収運用受託報酬	1,490,494	1,490,494	-
資産計	5,594,505	5,594,505	-
(1) 未払手数料	193,667	193,667	-
(2) その他未払金	1,777,995	1,777,995	-
(3) 長期末払金	632,083	633,721	1,638
負債計	2,603,746	2,605,384	1,638

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第27期 2017年12月31日現在	第28期 2018年12月31日現在
資産	資産
(1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 預金 同左
(2) 貸付金 貸付金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 貸付金 同左
(3) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(3) 未収入金 同左
(4) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(4) 未収委託者報酬 同左
(5) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(5) 未収運用受託報酬 同左
負債	負債
(1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 未払手数料 同左

(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) その他未払金 同左
(3) 長期未払金 長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。	(3) 長期未払金 同左

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期(2017年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	2,193,310	-
貸付金	1,500,000	-
未収入金	347,462	-
未収委託者報酬	778,980	-
未収運用受託報酬	1,658,805	-
合計	6,478,557	-

第28期(2018年12月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超
預金	1,662,090	-
貸付金	1,500,000	-
未収入金	236,713	-
未収委託者報酬	705,207	-
未収運用受託報酬	1,490,494	-
合計	5,594,505	-

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第27期(2017年12月31日現在)

該当事項はありません。

第28期(2018年12月31日現在)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第27期(2017年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	4,782	4,615	167
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	3,880	4,060	179
合計	8,663	8,675	11

第28期(2018年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,103	2,060	43
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	6,139	6,616	476
合計	8,242	8,676	433

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第27期（自2017年1月1日至2017年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第28期（自2018年1月1日至2018年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

（退職給付関係）

第27期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第28期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
1.採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。	1.採用している退職給付制度の概要 同左
2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 859,177千円 退職給付費用 125,013千円 退職給付の支払額 116,172千円 期末における退職給付引当金 <u>868,018千円</u>	2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 868,018千円 退職給付費用 136,621千円 退職給付の支払額 99,355千円 期末における退職給付引当金 <u>905,285千円</u>
(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 - 非積立型制度の退職給付債務 868,018千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 868,018千円 退職給付引当金 868,018千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 868,018千円	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 積立型制度の退職給付債務 年金資産 - 非積立型制度の退職給付債務 905,285千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 905,285千円 退職給付引当金 905,285千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 905,285千円
(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 125,013千円	(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 136,621千円

(税効果会計関係)

	第27期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第28期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳	
繰延税金資産	繰延税金資産	
未払費用否認	千円 830,992	千円 737,699
退職給付引当金損金		退職給付引当金損金
算入限度超過額	265,995	277,198
役員退職慰労引当金否認	6,467	2,908
資産除去債務	25,764	27,253
その他	28,112	20,132
繰延税金資産小計	1,157,332	1,065,191
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,157,332	1,065,191
繰延税金資産の純額	1,157,332	1,065,191
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	法定実効税率 (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 過年度法人税等 その他	30.9% 3.3% 0.7% 1.9%
	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	33.0%

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	第27期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	第28期 自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日
期首残高	88,869千円	90,113千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
その他増減額（　は減少）	1,244千円	1,261千円
期末残高	90,113千円	91,375千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の回収 (注6) 資金の貸付 (注6) 受取利息	2,000,000 1,500,000 743	貸付金 未収入金	1,500,000 430
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注7) サービス提供業務報酬の受取(注8) 情報提供業務報酬の受取(注9) 役務提供業務の対価の受取(注9) 運用再委託報酬の支払(注7) 一般管理費(諸経費)の支払(注9) 一般管理費(出向者人件費の負担金)(注10)	73,746 357,857 184,722 162,262 1,535,545 291,509 11,265	未収運用受託報酬 未収入金	7,509 86,531 208,546
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・	シンガポール	50.7 百万	投資運用業	-	運用受託契約の再委	運用受託報酬の受取(注7)	38,905	未収運用受託報酬	4,886

(注4)	マネージメント・ (シンガポー ル)・リミテッド	シンガ ポールド ル		任、業務委 託等	サービス提供 業務報酬の受 取(注8) 役務提供業務 の対価の受取 (注9) 運用再委託報 酬の支払 (注7) 一般管理費(諸 経費)の支払 (注9)	247,097 76,606 15,881 803,598	未収入金 未払金(そ の他未払 金)	33,118 106,706	
兄弟会社 の子会社 (注5)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント (ルクセンブル ク)・エス・エー	ルクセンブル ク	12.8 百万 ユーロ	資産 管理業	- 運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取(注7) サービス提供 業務報酬の受 取(注8) 役務提供業務 の対価の受取 (注9) 運用再委託報 酬の支払 (注7)	1,787,223 1,177,053 204,406 281,723	未収運用 受託報酬 未収入金 未払金(そ の他未払 金)	200,598 146,002 10,797

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。

(注6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注7) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注8) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(注10) シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・イ

ンベストメント・マネージメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第28期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

（単位：千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 直接100%	当社への出資	剩余金の配当	1,960,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費（役員および従業員の賞与の負担金） (注1)	61,184	未払金(その他未払金) 長期末払金	182,425 182,672

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	資金の回収 (注6)	5,520,000	貸付金	1,500,000
							資金の貸付 (注6)	5,520,000		
							受取利息	934	未収入金	198

兄弟会社 (注3)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ リミテッド	イギリス、 ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取(注7) サービス提供 業務報酬の受 取(注8) 情報提供業務 報酬の受取 (注9) 役務提供業務 の対価の受取 (注9) 運用再委託報 酬の支払 (注7) 一般管理費 (諸経費)の支 払(注9)	74,427 313,078 159,464 69,370 1,865,835 330,481	未収運用 受託報酬 未収入金 未収入金 未払金(そ の他未払 金) 未収入金	6,665 45,986 123,105 123,105 109,182
兄弟会社 (注4)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ (シンガポー ル)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガ ポールド ル	投資 運用業	-	運用受託契 約の再委 任、業務委 託等	運用受託報酬 の受取(注7) サービス提供 業務報酬の受 取(注8) 役務提供業務 の対価の受取 (注9) 運用再委託報 酬の支払 (注7) 一般管理費(諸 経費)の支払 (注9)	67,415 232,131 11,123 21,934 880,811	未収運用 受託報酬 未収入金 未収入金 未払金(そ の他未払 金) 未収入金	6,089 22,662 22,662 109,182
兄弟会社 の子会社 (注5)	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント (ヨーロッパ)・ エス・エー	ルクセンブル ク	12.8 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取(注7) サービス提供 業務報酬の受 取(注8)	2,029,159 1,334,923	未収運用 受託報酬 未収入金	132,117 91,383

運用再委託報酬の支払 (注7)	118,866	未払金(その他未払金)	9,529
--------------------	---------	-------------	-------

(注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレイション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービス・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注3) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。

(注6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

(注7) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注8) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

(注9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー(最終親会社、ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド(親会社、非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第27期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日		第28期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	
1株当たり純資産額	316,867円73銭	1株当たり純資産額	297,410円60銭
1株当たり当期純利益	173,716円53銭	1株当たり当期純利益	180,585円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	1,702,421千円	損益計算書上の当期純利益	1,769,741千円
普通株式に係る当期純利益	1,702,421千円	普通株式に係る当期純利益	1,769,741千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第29期 中間会計期間末

2019年6月30日

資産の部

流動資産

預金	1,255,825
立替金	31
前払費用	50,469
貸付金	1,500,000
未収入金	199,710
未収委託者報酬	638,106
未収運用受託報酬	778,748
流動資産合計	<hr/> 4,422,892

固定資産

有形固定資産

建物附属設備(純額)	*1	14,863
器具備品(純額)	*1	45,435
有形固定資産合計		<hr/> 60,299

無形固定資産

投資その他の資産		8,552
投資有価証券		4,581
長期差入保証金		247,398
繰延税金資産		881,673
投資その他の資産合計		<hr/> 1,133,654
固定資産合計		<hr/> 1,202,506
資産合計		<hr/> 5,625,398

(単位：千円)

第29期 中間会計期間末

2019年6月30日

負債の部

流動負債

預り金	43,495
未払金	1,222,870
未払費用	48,451
未払法人税等	114,757
未払消費税等	*2
賞与引当金	2,468
役員賞与引当金	327,327
流動負債合計	<hr/> 64,765
	<hr/> 1,824,136

固 定 負 債	
長期未払金	370,556
長期未払費用	5,802
退職給付引当金	850,273
役員退職慰労引当金	12,452
資産除去債務	92,011
固 定 負 債 合 計	1,331,097
負 債 合 計	3,155,233
純 資 產 の 部	
株 主 資 本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,480,139
利益剰余金合計	1,480,139
株主資本合計	2,470,139
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	25
評価・換算差額等合計	25
純 資 產 合 計	2,470,164
負 債 純 資 產 合 計	5,625,398

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第29期 中間会計期間

自 2019年1月 1日

至 2019年6月30日

営業収益

委託者報酬	1,375,634
運用受託報酬	2,105,749
その他営業収益	1,135,630
営業収益計	4,617,014
営業費用及び一般管理費	*3 3,824,174
営業利益	792,840
営業外収益	*1 8,956
営業外費用	*2 1,543
経常利益	800,253
税引前中間純利益	800,253
法人税、住民税及び事業税	81,653
法人税等調整額	183,518
法人税等合計	265,171
中間純利益	535,081

(3) 中間株主資本等変動計算書

第29期 中間会計期間(自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
	資本準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,925,057	2,915,057	433	2,914,623

当中間期変動額						
剰余金の配当			980,000	980,000		980,000
中間純利益			535,081	535,081		535,081
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					459	459
当中間期変動額合計	-	-	444,918	444,918	459	444,458
当中間期末残高	490,000	500,000	1,480,139	2,470,139	25	2,470,164

重要な会計方針

項 目	第29期中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
------------------------------	---

注記事項

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

(中間貸借対照表関係)

項目	第29期中間会計期間末 2019年6月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 165,201千円 器具備品 193,992千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第29期中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 253千円 受取配当金 10千円 時効償還金 25千円 為替差益 6,612千円 雑益 2,055千円
*2. 営業外費用の主要項目	有価証券売却損 104千円 雑損失 1,438千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 12,306千円 無形固定資産 2,215千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第29期事業年度 期首株式数	第29期中間会計 期間増加株式数	第29期中間会計 期間減少株式数	第29期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	2018年12月31日	2019年3月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第29期中間会計期間 自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	3,753千円
1年超	0千円
合計	3,753千円

(金融商品関係)

第29期中間会計期間末（2019年6月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,255,825千円	1,255,825千円	-
(2) 貸付金	1,500,000千円	1,500,000千円	-
(3) 未収入金	199,710千円	199,710千円	-
(4) 未収委託者報酬	638,106千円	638,106千円	-
(5) 未収運用受託報酬	778,748千円	778,748千円	-
資産計	4,372,391千円	4,372,391千円	-
(1) 未払金	1,222,870千円	1,222,870千円	-
(2) 長期未払金	370,556千円	371,686千円	1,129千円
負債計	1,593,427千円	1,594,557千円	1,129千円

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

(2) 貸付金

貸付金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

(3) 未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期末払金

長期末払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定期間に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

(有価証券関係)

その他有価証券

第29期中間会計期間末（2019年6月30日現在）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,582千円	2,556千円	26千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	1,999千円	2,000千円	0千円
合計	4,581千円	4,556千円	25千円

(資産除去債務関係)

第29期中間会計期間末（2019年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	91,375千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（　は減少）	636千円
当中間会計期間末残高	92,011千円

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第29期中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日 ）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,375,634	2,105,749	1,009,156	126,473	4,617,014

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
3,178,272	1,438,741	4,617,014

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第29期中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第29期中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日 ）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第29期中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日 ）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第29期中間会計期間

自 2019年1月 1日

至 2019年6月30日

1株当たり純資産額	252,057円65銭
1株当たり中間純利益	54,600円19銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書の中間純利益	535,081千円
普通株式に係る中間純利益	535,081千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	------------	---

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円 (2019年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 6月 5日	有価証券届出書
2019年 6月 5日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2019年3月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2017年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2018年3月12日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月23日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐々木 貴司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 太田 英男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー中東／北アフリカ・ファンドの2019年3月6日から2019年9月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー中東／北アフリカ・ファンドの2019年9月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年9月12日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。